

第七十号議案

江戸川区指定地域密着型サービス事業等の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年九月十九日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区指定地域密着型サービス事業等の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区指定地域密着型サービス事業等の運営等に関する基準を定める条例（平成二十五年三月江戸川区条例第十四号）の一部を次のように改正する。
第五条中「第十七条の十二」を「第六十四条第一号ハ」に改める。
第八条中「第三十六条」の下に「、第四十条の十五」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の改正に伴い、当該規則の規定に移動が生じるため、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。